

## 幼児教育・保育の無償化について

### 1 教育時間に関する給付制度について

#### (1) 対象となるお子さん

- ア 八王子市に住民登録がある。
- イ 平成29年4月2日から令和3年4月1日までに生まれ、私立幼稚園等に在籍している。
- ウ 施設等利用費【国】及び園児保護者負担軽減給付費【東京都】は、施設等利用給付認定を受けている。

#### (2) 給付金額

ア 満3歳児（誕生日の前日）～年長

給付制度	月額上限	対象経費
施設等利用費【国】	25,700円	入園料・保育料
園児保護者負担軽減給付費【東京都】	1,800円～6,200円 (詳細は裏面参照)	保育料（・その他納付金） (詳細は裏面参照)
園児保護者負担軽減給付費【八王子市】	5,000円	入園料・保育料・その他納付金・主食費（ご飯等のこと。給食がある施設が対象）

※園則に規定する対象経費が月額上限を下回る場合は、園則の規定額が上限となります。

※保護者が直接負担している費用（通園送迎費、行事費等）は、対象経費ではありません。

※入退園日や転出入日により、月額上限額は日割計算を行う場合があります。

イ 満3歳未満児（2歳児）

給付制度	月額上限	対象経費
園児保護者負担軽減給付費【八王子市】	5,000円	保育料

※ 満3歳未満児の保育料が満3歳児の保育料より低い場合は、保護者が負担する保育料が「満3歳児の保育料－5,000円」になるように園児保護者負担軽減給付費の月額上限を設定します。（満3歳未満児の保育料と満3歳児の保育料の差額が5,000円以上の場合は対象外です。）

### 2 預かり保育に関する給付制度について

#### (1) 対象となるお子さん

施設等利用費【国】の新2号又は新3号の給付認定を受けており、私立幼稚園等に在籍している方

#### (2) 給付金額

ア 新2号認定を受けているお子さん

11,300円を上限に、「1か月当たりの預かり保育の利用日数×450円」と「1か月当たりの預かり保育の利用に要した経費」を比較し、いずれか低い額を給付します。

イ 新3号認定を受けているお子さん

16,300円を上限に、「1か月当たりの預かり保育の利用日数×450円」と「1か月当たりの預かり保育の利用に要した経費」を比較し、いずれか低い額を給付します。

### 3 手続について

(1) 施設等利用費【国】は、無償化の給付対象となるために事前に申請し、施設等利用給付認定を受ける必要があります。認定の有効期限が切れると、給付対象となりません。有効期限等、認定の変更が必要な場合は、「施設等利用給付認定変更申請書」を提出してください。また、転出入により居住する自治体が変わる場合も、給付認定の申請が必要です。

(2) 園児保護者負担軽減給付費【東京都及び八王子市】は自治体独自の制度のため、**毎年度、保護者の申請が必要です。私立幼稚園等へ指定された期限までに御提出ください。**また、申請書提出後**にお子さんの氏名変更、ひとり親世帯等の状況変更等**があるときは、「私立幼稚園等園児保護負担軽減給付費申請書 申請内容変更届」を御提出ください。

(3) 令和4年1月1日または令和5年1月1日に住所が八王子市外だった場合、課税証明書等の提出が必要です。**課税証明書の提出に代えて、マイナンバー（個人番号）で税照会をすることが可能です。**マイナンバー（個人番号）で税照会する場合、別途「個人番号提供書」及びマイナンバーカード等のコピーを提出していただきます。

(4) 「施設等利用給付認定変更申請書」、「私立幼稚園等園児保護負担軽減給付費申請書 申請内容変更届」及び「個人番号提供書」は、八王子市役所本庁舎(4階 保育幼稚園課)・八王子市子育て応援サイト・在籍施設にあります。

4 今回の申請書の給付対象期間

令和5年4月から令和6年3月まで

5 園児保護者負担軽減給付費【東京都】の給付額等について

(月額)

所得階層	多子軽減の算定対象の基準	第1子		第2子		第3子以降	
		給付額	対象経費	給付額	対象経費	給付額	対象経費
1 ・生活保護世帯 ・第2階層のうち、ひとり親世帯等	保護者と生計を一にする兄・姉からの順位 (同居を要件としない。)	6,200円	保育料及びその他納付金	6,200円	保育料及びその他納付金	6,200円	保育料及びその他納付金
2 ・市区村民税非課税・所得割非課税 ・第3階層のうち、ひとり親世帯等		3,200円					
3 市区村民税所得割額が、34,500円に①②の合計額を加えた額以下の世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×21,300円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円		【R5.4~9】 小学校3年生以下の兄・姉からの順位  【R5.10~R6.3】 保護者と生計を一にする兄・姉からの順位 (同居を要件としない。)	1,800円	保育料のみ	1,800円		
4 市区村民税所得割額が、171,600円に①②の合計額を加えた額以下の世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	5,000円						
5 市区村民税所得割額が、216,700円に①②の合計額を加えた額以下の世帯 ①16歳未満の扶養親族の数×19,800円 ②16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円						1,800円	保育料のみ
6 第5階層以上の世帯						1,800円	保育料のみ

※令和5年4月~8月分については令和4年度、令和5年9月~令和6年3月分については令和5年度の市区村民税所得割課税額により決定します。

※子区分について

令和5年4月~9月

- ・第1~3階層は、兄・姉が認可保育所や幼稚園等に在籍していない場合も、当該兄・姉を子区分の算定対象とします。
- ・第4~6階層は、兄・姉が認可保育所や幼稚園等に在籍する場合は、当該兄・姉を子区分の算定対象とします。

令和5年10月~令和6年3月

兄・姉が認可保育所や幼稚園等に在籍していない場合も、当該兄・姉を子区分の算定対象とします。

※市区村民税の所得割課税額について

- ・世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、市区村民税所得割課税額を合算します。
- ・租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除などの適用前の額です。ただし、調整控除は適用後の額とします。

基準日に八王子市に住民票がない場合、課税証明書または個人番号提供書等を提出していただきます。

所得階層早見表

19歳未満の扶養親族数			市区村民税所得割課税額					
合計	16歳未満	16歳以上19歳未満	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層	第6階層
1人	1人	0人	生活保護世帯	市区村民税非課税・所得割非課税世帯	55,800円以下	191,400円以下	236,500円以下	236,501円以上
2人	1人	1人			66,900円以下	198,600円以下	243,700円以下	243,701円以上
	2人	0人			77,100円以下	211,200円以下	256,300円以下	256,301円以上
3人	1人	2人			78,000円以下	205,800円以下	250,900円以下	250,901円以上
	2人	1人			88,200円以下	218,400円以下	263,500円以下	263,501円以上
	3人	0人			98,400円以下	231,000円以下	276,100円以下	276,101円以上

問合せ先

八王子市子ども家庭部保育幼稚園課  
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号  
給付制度に関すること  
子育てのための施設等利用給付認定に関すること

TEL 042-620-7248 FAX 042-621-2711  
TEL 042-620-7369 FAX 042-621-2711